

さぬき子どもの国規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第2号

さぬき子どもの国規則の一部を改正する規則

さぬき子どもの国規則（平成7年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (子どもの国における行為の禁止等) 第9条 こどもの国においては、次に掲げる行為をしてはならない。 <u>ただし、</u> <u>次条第1項の許可に係る行為については、この限りでない。</u> (1)～(4) 略 | (子どもの国における行為の禁止等) 第9条 こどもの国においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) 略 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。